札幌市では,建物などの省エネルギー化に関する技術,設備,人材,資金など包括的な サービスを提供する事業者と,発注者が,ともに省エネルギーメリットを享受するESC の事業を,このたび市立札幌病院で導入することとしました。

ESCO事業は,省エネルギーと経費節減の両面に同時に対応できる有効な手法として, 近年注目を浴びており,道外の自冶体では,ESCO事業を活用して,新たな財政負担を 要することなく公共施設などの省エネルギー化を進め,光熱水費の削減に成果を出してい る事例があります。道内では,民間の工場や大規模店舗などで実施例がありますが,札幌 市はもとより自治体においては初めての試みです。

本市が率先してESCO事業を導入することにより,本市にとっての環境面,財政面での効果にとどまらず,道内における他の自冶体や民間事業者の医療施設を含むさまざまな施設に対する波及効果も生まれ,省エネがより一層進展することが期待されます。

ESCO事業導入状況(公募中のものも含む)

平成16年3月現在: 大阪府や横浜市など23自治体・42件

1 ESCO事業とは

ESCO(Energy Service Company)事業とは,建物の省エネルギー化に必要な, 技術,設備,人材,資金などのすべてを包括的に提供するサービスで,これらのサー ビスを提供する際に,それまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を実現し,そ の効果を保障するとともに,この省エネルギーメリット(光熱水費の削減分)で,す べての投資と発注者,ESCO事業者の利益を賄う事業です。

設計,工事,運転管理が個別の契約となる一般的な省エネ改修工事では,省エネ効 果の保証が得られにくいのに対し,これらが一体となったESCO事業では,省エネ 効果の保証が可能となるのが大きな違いです。

ESCO事業の特徴としては,次のようなことが挙げられます。

新たな財政負担を必要としない省エネルギー促進策

省エネルギー効果をESCO事業者が保証

省エネルギーに関する包括的サービスの提供

- 省エネルギー効果の検証の徹底
- 2 これまでの検討経過

本市では,平成14年度に環境局,都市局及び財政局の関係職員によるESCO事業の導入に関する調査・研究を行う連絡会議を数回にわたり開催いたしました。

また,昨年度は,新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助金の交付を受け,ESCO事業導入可能性調査を行い,外部委員と上記3部局の市職員から 成る調査委員会において,ESCO事業の導入に際してのさまざまな課題を整理する とともに,積雪寒冷地での事業スケジュールの設定,対象施設が小規模であっても事 業性を高める対策など本市特有の状況に適合し,ESCO事業のより一層の普及につ ながる事業実施の仕組みを取りまとめました。

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

日本の新エネルギー総合開発機構。石炭液化・太陽電池など代替エネルギーの開発などを目指す政府出資機関

3 施設の選定理由

エネルギー消費量が多く,かつ,一定以上のエネルギー削減率が見込まれる施設においてESCO事業を実施することが,より一層の二酸化炭素の排出量の削減及び本市の 財政事情に寄与すると見込まれます。

ESCO事業導入可能性調査の結果を踏まえ,市民の方々が日常的あるいは必要に応 じ利用する市有施設において,市立札幌病院は,その用途及び施設の規模などから,エ ネルギー消費量の最も多い施設の一つと認められます。

また,簡易な省エネルギー診断においても,少なくとも5%以上のエネルギー削減率 が見込まれています。

これらのことなどから,市立札幌病院を選定したものです。

4 ESCO事業の契約

ESCO事業の契約の種類には,発注者が省エネルギー改修工事の初期投資を自己 資金により行い,実現する光熱水費の削減分から一定割合をサービス料としてESC O事業者に支払う「ギャランティード・セイビングス契約」と,ESCO事業者が初 期投資に係る資金を調達し,発注者が実現する光熱水費の削減分から一定割合を初期 投資,金利分を含むサービス料としてESCO事業者に支払う「シェアード・セイビ ングス契約」があります。

今回のESCO事業の契約の種類につきましては,省エネルギー改修工事などに本市の財政支出を伴わない,民間資金活用型のシェアード・セイビングス契約を予定しています。

5 今後のスケジュール

7月下旬から8月下旬まで公募を行い,提案審査委員会の審査により,最優秀提案1 件,優秀提案数件を11月下旬に選定いたします。

その後,詳細設計,新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)などへの補助 金申請を行い,平成17年8月前後に最優秀提案を行った事業者と契約を締結し,省エ ネルギー改修工事を実施。平成18年度からESCOサービスを開始することとなりま す。

なお,来年度以降については,平成15年度に実施したESCO事業導入可能性調査 で事業性が高いと評価された施設を含めて他の事業実施対象施設を検討することとしま す。

問い合わせ先	
環境局エネルギー担当部省エネルギー推進課	
担当:宮佐	電話211-2837